

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業に係る

実施方針に関する質問及び意見書に対する回答書

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業に係る実施方針に関する質問及び意見書に対する回答は、下記のとおりです。

1. 実施方針について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
1.	5頁 第2章	事業概要	「西棟については、本件施設整備工事中を含め川口市朝日環境衛生センターの補修期間終了までは川口市により稼働させる予定である」とありますが、朝日環境センターの補修期間はどの程度をお見込みなのでしょうか。	現時点では3年程度を見込んでいます。
2.	5頁 第2章 2-2 事業内容	2-2-3 立地条件	「高さ制限:31m(建築物に限る。ただし、建築と一体化した煙突は適用除外規定あり。）」とありますが、建屋屋根に設置する換気モニター等も煙突同様に高さ制限から除外されるという理解でよろしいでしょうか。	但し書きは、建築物と一体化した煙突に限り、川口市景観計画に規定する景観形成基準のうち建築物及び工作物の高さの最高限度の基準を適用除外とする事を示したものです。 建築物と一体化した煙突以外の建築物及び工作物の高さは、関係法令等に定める高さ制限に準拠し設計してください。
3.	5頁 第2章 2-2 事業内容	2-2-3 立地条件	河川保全区域の設定がありますが、梅雨前線や台風等により降雨が多い6月1日から10月31日の出水期に河川保全区域内における工事を休止する制限は無いと理解してよろしいでしょうか。	質問にある河川保全区域における出水期の工事の制限は、基本的にないものと認識しています。 ただし、制限するか否かは、工事内容を踏まえた河川管理者の判断によるものであることに留意してください。
4.	5頁 第2章 2-2 事業内容	2-2-3 立地条件	特別高圧線の取合い点が綾瀬川対岸の鉄塔となっておりますが、一般的に鉄塔から敷地引込の第一柱までの引込までは電力会社の所掌となります。つきましては、取合い箇所については事業実施区域内でご指定いただけないでしょうか。 《質問者の見解等》 鉄塔から敷地引込の第一柱まで	本件工事には、特別高圧変電所の更新も含まれています。同更新方法については、いくつかの選択肢があり、このうち一つが対岸の鉄塔の移設です。 本市では、更新方法の選択肢を広げることで、民間事業者のノウハウと創意工夫を活かした優れた提案がなされるものと考え、対岸の鉄塔の移設も本件工事の所掌範囲としてい

1. 実施方針について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
			の引込までは他都市の事例からも通常電力会社の所掌となります。	ます。 なお、対岸の鉄塔の移設及び敷地引込の第一柱までの引き込みは、電力会社が施工いたしますが、価格要素に関する審査の公平性の観点から、同工事の負担金は、民間事業者が電力会社に支払うものとします。
5.	6頁 第2章 2-2 事業内容	2-2-3 立地条件	“適切な雨水流出抑制”とありますが、これは貴市の雨水抑制対策マニュアルに準拠しなさいという理解でよろしいでしょうか。また、現状の戸塚環境センターは、貴市の雨水抑制対策マニュアルを満たしているという理解でよろしいでしょうか。	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例及び川口市雨水流出抑制指針・マニュアル公共施設用に準拠してください。 なお、戸塚環境センターは、現在の同条例及び同指針・マニュアルには適合していないことに留意してください。
6.	6頁 第2章 2-3 事業期間	2-3-1 建設工事請負契約に基づく施工期間	「新粗大ごみ処理施設の引渡し日を令和7年9月前後」となっていますが、引渡しの際の手順、方法について具体的にご教示願います。	募集公告及び募集要項にて示します。
7.	6頁 第2章 2-3 事業期間	2-3-2 維持管理業務委託契約に基づく履行期間	「維持管理業務委託契約に基づく履行期間は、契約を締結した日から令和31年3月31日までとする」とありますが、新粗大ごみ処理施設の維持管理業務委託契約期間は令和7年9月前後から令和31年3月31日と理解してよろしいでしょうか。	実施方針6頁「2-3.事業期間」に記載のとおり、契約締結の日は令和3年10月上旬を予定しています。 この契約締結の日から新粗大ごみ処理施設の引渡し日(令和7年9月前後)までを準備期間、引渡し日以後から令和31年3月31日までを維持管理業務の期間とします。
8.	7頁 第2章 2-4 施設整備工事	2-4-2 設計施工範囲	特別高圧変電所「更新」とありますが、受変電設備等変電所内の設備は入替え更新し、建屋については既存施設に適切な耐震補強等を施すことも可能という理解でよろしいでしょうか。	本市では、特別高圧変電所の建屋の耐震診断等を実施してなく、また、竣工から数十年間に渡り、十分なコンクリート強度を確保できる確証がないため、現時点で建屋の再使用は想定していません。このため、技術提案書は、特別高圧変電所を建替えることとして作成してください。 また、建替えの提案と併せて、質問にある更新方法をご提案していただくことは差し支えありません。建替えよりも有効な提案である場合には、採用することがあります。
9.	7頁 第2章 2-4 施設整備工事	2-4-2 設計施工範囲	電力事業者との接続協議等は貴市の所掌としていただけないでしょうか。 《質問者の見解等》 電力事業者への接続検討申請及び電力事業者との協議は、電力事	接続協議の申込主体については本市所掌、費用の負担及び書類作成の支援等は民間事業者の所掌とします。

1. 実施方針について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
			業者との契約主体である貴市としか なり得ません。設計・施工事業者は、 あくまで貴市が事業者と協議される 際に、必要に応じて書類作成等の支 援することになります。	
10.	8頁 第2章 2-7 川口市が行う 業務の範囲	2-7-1 建設工事に係るも の	<p>「特定事業契約締結以前に実施 する許認可手続きを行う。」とありま すが、電波法に係る伝搬障害に関 する届け出に関して、総合通信局に 「高層建築物等予定工事届出」につ いては既に貴市が御対応されている という理解でよろしいでしょうか。建物 と一体化した煙突は高さ制限 31m の 適用除外とあり、高層建築物等予定 工事届出が必要な工事も 31m を超 える部分となるため、貴市で事前に 確認されていると理解しております。</p> <p>《質問者の見解等》 総務省「電波法第 102 条 2 の第 3 項の規定に基づく伝搬障害防止区 域」によると、本事業用地の内、新 焼却施設や粗大ごみ処理施設の建 設対象となるエリアは、いずれも対象 地域となることから、受注業者決定後 の申請で工事制限が2年間かかった 場合には、提案工期の遵守に影響 が出るのが懸念されます。本届出 は、請負業者決定前でも施主である 貴市による事前に確認・届出は可能 ですので対応いただきたく。</p>	<p>本市では、伝搬路の高さ等の情 報や必要となる手続きについて、総 合通信局にて確認し把握していま す。確認した伝搬路の情報について は、募集要項で示します。</p> <p>なお、戸塚環境センターの敷地内 においては、高さ 59mの構造物を建 設しても現在の伝搬路への影響はな いものと判断していますが、伝搬路 の位置等が変更される可能性もある ため、民間事業者が改めて総合通 信局に確認してください。</p> <p>また、高層建築物等予定工事届 出等の手続きについては、施設配置 や施工方法等の具体的な資料の提 出が必要であるため、民間事業者が 対応するものとします。</p>
11.	8頁 第2章 2-7 川口市が行う 業務の範囲	2-7-1 建設工事に係るも の	<p>「特定事業契約締結以前に実施 する許認可手続きを行う。」とありま すが、市殿が予定されている許認可 手続きをご教示願います。</p>	<p>本市では、埼玉県条例に基づく環 境影響評価、及び川口市景観計画 に規定する高さ制限の適用除外の 手続きを行っています。</p>
12.	8頁 第2章 2-7 川口市が行う 業務の範囲	2-7-1 建設工事に係るも の	<p>鉄塔から敷地引込の第一柱まで の電線整備についても発注者が負 担金を支払い、電力事業者が敷設 を行うことになることとなりますが、綾 瀬川対岸の鉄塔から上流側のみ(鉄 塔は含まない)とあることから、織り込 むべき負担金額と必要工期につい ては電力事業者からの通知内容を 開示ください。</p> <p>《質問者の見解等》 接続に係る申請や工事負担金の 協議は発注者と電力事業者によっ て行われるものであり、鉄塔から敷地 引込に対して負担金が発生するとし ても応募者では見積をするすべがあ りません。貴市の所掌でなく事業者 側の所掌となる場合は、協議内容の 開示は不可欠です。</p>	<p>募集公告及び募集要項にて示し ます。</p>

1. 実施方針について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
13.	8頁 第2章 2-7川口市が行う業務の範囲	2-7-2 維持管理業務及び運転管理業務に係るもの	維持管理業務及び運転管理業務についてそれぞれの項目の業務分担をご教示願います。(添付資料2業務分担表との整合性)	募集公告及び募集要項にて示します。
14.	10頁 第3章 3-3 募集及び選定の手順	3-3-1 募集及び選定スケジュール	④募集公告及び募集要項の公表後、⑤参加資格確認申請書類の提出及び⑦技術提案書及び価格提案書の提出までの間に、現地見学会や質問受付期間の記載がありませんが、現地見学会の設定及び質問回答をいただく機会は設定いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、現地見学会や質問受付期間の日程については、募集公告及び募集要項にて示します。
15.	10頁 第3章 3-3 募集及び選定の手順	3-3-1 募集及び選定スケジュール	④募集公告及び募集要項の公表から、⑤参加資格確認申請書類の提出までの期間において質疑の受付及び回答は御予定されていますでしょうか。	質問 No.1-14 を参照してください。
16.	10頁 第3章 3-3 募集及び選定の手順	3-3-1 募集及び選定スケジュール	④募集公告及び募集要項の公表から、⑤参加資格確認申請書類の提出までの期間において現地見学の機会を頂くことは可能でしょうか。	質問 No.1-14 を参照してください。
17.	13頁 第3章 3-4 参加資格要件	3-4-2 応募者の参加資格要件	「本件施設整備工事に専任で配置できること」とありますが、「本件施設における新焼却処理施設の建設工事期間に専任で配置できること」と修正いただけないでしょうか。 《質問者の見解等》 新粗大ごみ処理施設建設工事例は、当該工事実施期間となっているため、新焼却処理施設の建設工事についても同様に当該工事に関する期間が専任配置の必須期間とされるべきと考えます。	本件事業における監理技術者として、専任で配置してください。 このため原文のとおりとします。
18.	13頁 第3章 3-4 参加資格要件	3-4-2 応募者の参加資格要件	「建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設における新粗大ごみ処理施設の建設工事期間に専任で配置できること」とありますが、監理技術者の専任は、新粗大ごみ処理施設引渡し(令和7年9月前後予定)までの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者の配置は、質問No.1-17を参照してください。 なお、新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う民間事業者は、監理技術者資格者証を有する者を新粗大ごみ処理施設の建設工事期間中(令和7年9月前後予定)、専任で配置してください。

1. 実施方針について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
19.	14 頁 第3章 3-4 参加資格要件	3-4-2 応募者の参加資格要件	「なお、資格要件ではないが～市内事業者を優先すること」とありますが、これは、市内事業者をJV構成員または協力企業とすることが募集公告時に公表される「優先交渉権者選定基準書」において一定の配点評価が与えられる方針である、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20.	15 頁 第3章 3-4 参加資格要件	3-4-2 応募者の参加資格要件	「※なお、資格要件ではないが、JV代表企業以外のJV構成員及び協力企業については、市内事業者を優先すること。また、川口市のごみ分別は、他自治体と異なるため、本件運転管理業務を行う者は、川口市の一般廃棄物処理施設の運転管理業務の受託実績を有する者や川口市のごみ分別の特徴を十分に理解している市内事業者を活用する者を優先すること。」とありますが、この条件に合えば優位な評価が得られると考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりであり、詳細については募集公告及び募集要項にて示します。
21.	19 頁 第5章 5-2. 本件事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	5-2-5. 維持管理及び運転管理期間終了時の措置	事業期間終了後に貴市の検討への協力として開示、提供を求めている図面・資料、費用明細などについては事業者のノウハウに関わる部分は除いていただくよう開示・提供前にご相談いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22.	19 頁 第5章 5-2. 本件事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	5-2-5. 維持管理及び運転管理期間終了時の措置	維持管理及び運転維持管理終了時の現状確認に用いる機能検査結果は、直近に行われた定期的に行う精密機能検査結果と考えてよろしいでしょうか。 《質問者の見解等》 直近に行われた精密機能検査結果にて現状確認を行いたい(このために新たに機能検査は実施しない)。	募集公告及び募集要項にて示します。

2. 添付資料について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
1.	添付資料 2 2 頁 業務分担表	9 資材等調達・在庫管理	資材等調達・在庫管理につき、設計・施工業者に「○」がありますが、どのようなことを想定されているのでしょうか。	建設工事期間から施設引渡しまでの間に納品する予備品、備品、消耗品のことを指します。

2. 添付資料について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
2.	添付資料 2 2 頁 業務分担表	18 各種測定及び分析等の環境管理業務	<p>令和2年3月の『川口市戸塚環境センター施設整備基本計画』p.4-3、表 4-1-3 で「※その他経費には…、測定・検査費用、…を含みます。」とありますが、ここでは施設の環境管理に係る各種測定及び分析業務の主分担が「川口市」になっています。市の業務として手配から実施、支払まで一貫して行うということでしょうか。運転管理事業において、事業者側で見込む必要があると貴市で想定されているものがあれば合わせてご教示ください。</p> <p>《質問者の見解等》 所掌によって積算が変わるためはっきりさせたい。</p>	<p>募集公告及び募集要項にて示します。</p>
3.	添付資料 2 3 頁 業務分担表	28 建築物及び建築設備等の維持管理	<p>「焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、附帯施設、及び環境啓発棟に係る点検整備、補修工事等の建物管理一式(建築物、走路、外構、電気設備、エレベーター、消防設備、衛生・空調設備等)のうち、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び附帯施設等の維持管理」は運転事業者の範囲となっておりますが、維持管理事業者ではなく運転事業者の所掌とされている意図についてご教示ください。また、応募事業者の中で運転管理事業者と維持管理事業者の所掌を変更することが可能かについても合わせてご教示ください。</p>	<p>施設の運転管理を行う民間事業者が、建築物及び建築設備等の点検整備を行い、また併せて故障や経年劣化による不具合等について、更新を含む補修工事を行うことが、適切であると考えています。</p> <p>なお、募集要項にて示しますが、より効果的な業務分担についての所掌の変更は、契約時点で本市と協議の上、変更することも可能と致します。</p>
4.	添付資料 2 3 頁 業務分担表	28 建築物及び建築設備等の維持管理	<p>建築物、走路、外構の管理について、運転管理では点検のみを行うことを想定しておりますが、建築物の整備・補修工事について貴市で想定されているものを具体的にご教示ください。整備・補修工事部分については、設計・施工事業者及び維持管理事業者にも分担が及ぶと考えます。</p> <p>《質問者の見解等》 運転管理ですので建築物、走路、外構については点検のみと考えます。</p>	<p>質問 No.2-3 を参照してください。</p>
5.	添付資料 3 スキーム図	スキーム図	<p>本件、建設工事請負契約・維持管理業務委託契約・運転管理業務委託契約と契約が分割され、それぞれの主体が貴市と個別に契約を結ぶ形となるということは、稼働開始後にそれぞれの契約間で費用負担等の疑義が出た場合の当事者間の調整</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

2. 添付資料について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
			の役回りは、貴市が調整されるという理解でよろしいでしょうか。	
6.	添付資料 3 スキーム図	スキーム図	建設工事請負契約、維持管理業務委託契約、運転管理委託契約がそれぞれ別々に契約されるように見受けられますが、各契約の契約者間の調整業務は貴市にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7.	添付資料 4 1 頁 リスク分担表	近隣対応リスク	既存施設の運営に関する近隣への対応で設計・施工事業者が△従分担となっておりますが、設計・施工事業者が関係する近隣対応リスクはどのようなものを想定されておりますでしょうか。	工事期間中における厚生会館の利用者駐車場への対応などを想定しています。
8.	添付資料 4 1 頁 リスク分担表	近隣対応リスク	建設および維持管理期間において、要求水準書に規定の環境保全水準遵守時における生活環境関連の苦情等は、貴市が主分担であり各事業者はリスク負担者から外していただけないでしょうか。	生活環境保全に係る苦情などの帰責には、各民間事業者も含まれる可能性があることから、原因及び帰責に応じて責任を担う規定としています。 このため原文のとおりとします。
9.	添付資料 4 1 頁 リスク分担表	近隣対応リスク	近隣対応リスクにおいて、“上記以外のもの”で事業者○とありますが、何を想定しておられるのでしょうか。帰責が明確にならないものについては、通常事業者ではなく発注者側になりますので意図等についてご教示ください。	本件事業に対し、第三者が妨害行為を行い、近隣からの苦情が発生した場合など、帰責者が明確とならないケースを想定しています。
10.	添付資料 4 1 頁 リスク分担表	許認可遅延リスク	許認可遅延でアセスからの変更について、民間起因でも市起因でもない許認可先事由の場合は、事業者で負担することは困難です。通常発注者である貴市の範囲ではないでしょうか。特に、比較対象となる環境影響評価は貴市で実施されているので、再評価が必要になった場合は貴市の範囲かと思います。	各民間事業者の帰責事由により環境影響評価に定めた設計諸元、予測条件等との差異が生じ、再評価が必要となった場合を想定しています。 このため原文のとおりとします。
11.	添付資料 4 2 頁 リスク分担表	不可抗力リスク	新型コロナウイルスないし、その他新たな感染症等については不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、新型コロナウイルス感染症対策については、ガイドラインなどに従い適切な対応を行ってください。

2. 添付資料について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
12.	添付資料 4 2 頁 リスク分担表	不可抗力リスク	設計建設運営において発生する天災、暴動等の不可抗力による修復のための事業遅延に民間事業者に従負担となっていますがどのようなことを想定されているのでしょうか。	第三者が民間事業者に直接的な妨害行為等を行い、その影響が生じるケースなどを想定しています。
13.	添付資料 4 2 頁リスク分担表	建設着工遅延リスク 工事費増大リスク 工事遅延リスク	建設段階のリスクのうち、建設着工遅延、工事費増大、工事遅延について、民間起因は民間ですが、受注者側に帰責が無いものについては発注者である貴市の範囲ではないのでしょうか。受注者側で費用等負担することは困難です。	実施設計時において、設計・施工事業者からの提案により、更に有効な仕様に変更する場合などを想定しています。 なお、リスク分担については「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき設定しているため、本リスク分担については、原文のとおりとします。
14.	添付資料 4 2 頁 リスク分担表	工事費増大リスク	工事費増大リスク欄に記載の、「上記以外の要因による工事費の増大」は具体的に何を想定されていますでしょうか。	質問 No.2-13 を参照してください。
15.	添付資料 4 2 頁 リスク分担表	工事遅延リスク	工事遅延リスク欄に記載の、「上記以外の要因による工事費の増大」は具体的に何を想定されていますでしょうか。	質問 No.2-13 を参照してください。
16.	添付資料 4 2 頁 リスク分担表	物価変動リスク	施設の供用開始後の物価変動リスクについて触れられていますが、「一定範囲内」の具体的な数値をご教示願います。	一定の範囲については募集公告及び募集要項にて示します。
17.	添付資料 4 3 頁 リスク分担表	処理対象物の質及び量の 変動リスク	災害廃棄物処理により量・質が変動した場合の費用変動について、民間の△はどういう意味でしょうか。少量なら、ということでしたら少量の定義をご教示ください。なお、ここでいう質の変動については、要求水準書上の設計条件を超えるごみ質等の変動が出た場合には、事業者で負担することは難しいかと存じます。	災害廃棄物等のごみ質及びごみ量が設計条件の範囲を超えない場合を想定し、運転管理事業者及び維持管理事業者のリスク負担者欄を従分担である「△」としています。
18.	添付資料 4 3 頁 リスク分担表	処理対象物の質及び量の 変動リスク	一定の範囲以内の変動による費用変動等は事業者のリスクとなっておりますが、一定の範囲とはどの程度を指すのでしょうか。また、2-2-2 本件施設概要で提示の施設規模はこの一定の範囲の上限での設定と理解してよろしいでしょうか。範囲の中	一定の範囲については募集公告及び募集要項にて示します。

2. 添付資料について

No	頁など	質問項目	質問事項	回答
			間値を採用の場合、上限で処理対象物が続けた場合は施設能力が過少となり、提示条件の誤謬となることから発注者の範囲かと思えます。	
19.	添付資料 4 3 頁 リスク分担表	処理対象物の質及び量の変動リスク	受入れた処理対象物の量・質の変動リスクについて触れられていますが、「一定範囲」の具体的な数値をご教示願います。	質問 No.2-18 を参照してください。
20.	添付資料 4 3 頁 リスク分担表	性能未達リスク	運転管理事業者は設計・施工事業者及び維持管理事業者より指導された運転方法及びマニュアルをもとに運転を行うこととなります。明らかに運転に起因するケース以外、運転管理事業者が性能要件の達成に不適合の場合に行われる改修工事や施工不良による改修工事に起因する発生費用は負担する必要が無いものと考えますが、運転に起因するケースか否かの差配は貴市でされ则认为てよろしいでしょうか。	市が調整を行います。